アイサンテクノロジー株式会社

「WingNeo シリーズ」使用許諾契約書

アイサンテクノロジー株式会社（以下弊社といいます）は、お客様に弊社が開発し提供する測量アプリケーションソフトウェア「Wingneo」（以下本プログラムといいます）を使用許諾契約書（以下本契約書といいます）の各条項に従い使用する権利を許諾します。インストール時の確認メッセージが出力されましたら、ソフトウェア製品のインストール前に必ず本契約書を読んで、契約手続きを完了した上で、インスールの処理を継続して頂く旨お願いします。ソフトウェアの複製物が格納されている媒体（フロッピーディスク、MO、ＣＤ－ＲＯＭなど）から（複数のコンピュータが対象の場合は最初の）コンピュータにソフトウェア製品をインストール（第 1 条（定義）第３項参照）した時点をもって本契約の開始となります。インストール時に確認メッセージが出力されたら、必ず本契約書の内容を十分に理解され全ての条項に同意された上で、インストールの処理をご継続願います。また、契約満了まで本契約書は大切に保管願います。なお、本契約書の内容に同意頂けない場合は、本プログラムをご使用になれません。また、契約満了まで本契約書は大切に保管願います。

第１条（定義）

本契約書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

（１）本プログラム

本プログラムとは、パッケージ内における「Wingneo」の基本およびオプションのプログラムをいいます。

（２）本製品

本製品とは、本プログラムの内容を格納した媒体、および付属品（取扱説明書、印刷物およびパッケージ内の部品）並びにソフトウェアの複製物をあわせていいます。

（３）インストール

本プログラムの内容を格納した媒体から、第２条で定める範囲内のコンピュータに導入し、そのコンピュータで本プログラムを稼動可能な状態にすることをいいます。

第２条（使用権の内容）

（１）お客様は、本プログラムの基本（以下「ＷＯＳ」）購入ライセンス分のコンピュータで使用できます（WingFan のライセンスフリー箇所を除く）。

（２）お客様は、バックアップを目的とする場合のみ、本製品を複写できます。

（３）お客様は、本製品およびその複製物の全部もしくは一部を、第三者に譲渡、貸与および再使用許諾、その他の方法で使用すること、また担保に供することはできません。

（４）お客様は、本製品を改変・変更し、リバースエンジニアリング、逆コンパイルもしくは逆アセンブルを行うこと、および、第三者にこれらの行為をさせることはできません。

（５）お客様は、本製品の全部もしくは一部を改変し、また他のプログラムと結合しもしくは組み込むことはできません。

（６）お客様は、本製品を保存している媒体を破棄する場合、本プログラムおよび本製品を破棄します。

（７）お客様は、この使用許諾契約の全部もしくは一部を解約し、または本製品の使用を終了した場合、本製品を破棄します。

（８）弊社は、お客様の本製品の使用に関し、消費者保護に関する法令で認められた場合を除き、お客様に生じた損失に対する賠償の責を負いません。

（９）お客様は、本製品並びにその複製物の全部もしくは一部を単独でまたは他の製品と組み合わせ、もしくは他の製品の一部として、直接または間接に次の各号に該当する取扱いをする場合、お客様は、「外国為替及び外国貿易法」の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認の上、必要な手続きをとるものとします。

①輸出すること

②海外へ持ち出すこと

③非居住者へ提供すること、または使用させること

④前号に定めるほか、「外国為替及び外国貿易法」または外国の輸出関連法規に定める制限事項

（１０）お客様は、本製品にかかる財産権表示を削除または改変することはできません。

（１１）お客様は、この使用許諾契約にかかる債権債務の全部または一部を、第三者に譲渡または移転することはできません。

第３条（本製品の権利関係）

お客様は、本契約書に基づき本製品の使用権のみを取得し、本製品の著作権、所有権その他のいかなる権利も取得しません。

第４条（免責）

本プログラムの品質および機能は、弊社が定めた使用条件の基で適合するものであり、それ以外は、お客様の使用目的に適合することを保証するものではありません。また、本プログラムの使用およびその結果は、お客様の責任とします。

第５条（解除）

お客様が本契約書に違反した場合、弊社はお客様に何らの催告等をすることなく直ちに本契約書を解除することができます。

第６条（情報の提供）

弊社が、本プログラムの誤りを修正したときは、それに関する情報をお客様に提供します。ただし、修正した本プログラムまたは、それに関する情報の必要性、提供時期および提供方法については、弊社が判断して決定します。

第７条（契約期間）

本契約書の期間は、本プログラムをインストールした時より５年間とします。ただし、期間満了３ヶ月前にお客様および弊社から互いに更新拒絶の申し出がない場合は、1 ヵ年間期間を更新するものとし、以後も同様とします。

第８条（契約の終了）

本契約書が終了した場合、お客様は、本プログラムおよび本製品を破棄または返却します。

第９条（仕様の変更）

弊社は、将来、お客様に予告することなく本プログラムおよび製品の仕様を変更できます。

第 10 条（合意管轄）

本契約書に関連して生じた紛争等を裁判により解決することとなった場合、弊社の本社所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

All Rights Reserved. Copyright ©2010 by AisanTechnology Co.,Ltd